

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第八十五号）（税務室）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部改正に伴い、譲渡担保財産に対する滞納処分を続行する場合における第三者等への通知に関する規定を追加し、通知書の様式を定めた。
- 2 法人税法の一部改正により特定信託が法人課税信託の一部となったことに伴い、法人の県民税及び法人の事業税の規定並びに様式について必要な整理を行った。
- 3 その他必要な規定及び様式の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年九月三十日